

児童虐待防止法第 12 条の要件を具備しない場合に 必要な面会・通信制限について（要望）

「児童相談所運営指針」において、面会・通信制限については、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条に基づく行政処分としての位置付けを持たず「指導」として行うものもあり得ることから、行政処分又は指導のどちらの位置付けで行うべきかについて実状に応じて判断し、対応する、とされています。当該指針を踏まえ、大阪府では、面会を求める保護者が児童虐待を行っていない場合や、行ったかどうかの判断が困難な場合にも、子どもの安全を図るために面会制限を行う必要があると児童相談所長が判断すれば、児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項に規定する監護のための必要な措置として、面会制限を行うこととしてきました。

こうした中、子どもの一時保護中に、児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項に基づく面会制限により精神的苦痛を被ったとして、保護者が国家賠償を求めた訴訟の控訴審判決において、同条に基づく面会・通信制限は保護者の同意（黙示的又は消極的な同意を含む）が必要であり、児童虐待防止法第 12 条第 1 項の規定によらずに、一時保護中の子どもの保護者に対して、事実上の強制によって児童との面会を制限することは、法令上の根拠がないと判示されました。

しかしながら、子どもを守るためには、必要な場合には躊躇なく一時保護等の介入を行うことが求められます。虐待の疑いがあり、子どもの安全を緊急に確保する必要がある場合、まず一時保護を行ったうえで、虐待の事実等の調査を行うこととなります。調査の段階にある場合、保護者等との面会・通信については、子どもの安全を図るとともに、面会・通信による子どもへの心理的な影響等を踏まえ、慎重に判断する必要がありますが、児童虐待防止法第 12 条の要件を具備しない場合（虐待が疑われるが、虐待事実や行為者が確定できていない場合等）について、同判決においては、「立法によって解決すべき問題であって、法解釈の限界を超えているといわざるを得ない。」とも判示されました。

児童虐待防止法第 12 条の要件を具備しない場合について、保護者から行政指導にかかる任意の協力を得られない限り、面会・通信制限を行うことができないとなると、事案によっては、子どもの安全、安心に重大な問題が生じかねないため、以下について、強く要望します。

子どもの一時保護中の面会・通信制限の根拠や考え方について、児童虐待防止法改正も視野に、児童相談所運営指針等において、具体的に明記すること。

令和 5 年 10 月 27 日

内閣府特命担当大臣（こども政策）

加藤 鮎子 様

大阪府知事 吉村 洋文